第2部

環境行動指針

第1節　環境行動指針の目的

良好な環境を保全又は創造し、将来の世代に引き継ぐためには、市民、事業者、市、民間団体がそれぞれの立場で、または互いに協力して環境に配慮した行動を行うことが重要です。

ここに示す環境行動指針は、向日市環境基本計画に基づいて、市はもとより、市民や事業者、民間団体がとるべき環境への配慮事項を細部にわたって例示しています。ここに挙げられている事項を例として、それ以外の事項についても環境に良いと考えられることを実行していくなど、常に環境にやさしく思いやりを持った生活を心がけてもらうことを目的としています。

なお、環境行動指針は、市民、事業者、市及び民間団体などの主体が、環境に配慮した行動を実行するための**「主体別環境行動指針」**と、向日市を構成するゾーンごとに各主体が一体となって環境に配慮した行動を実行するための**「地域別環境行動指針」**の二つの柱で構成されています。

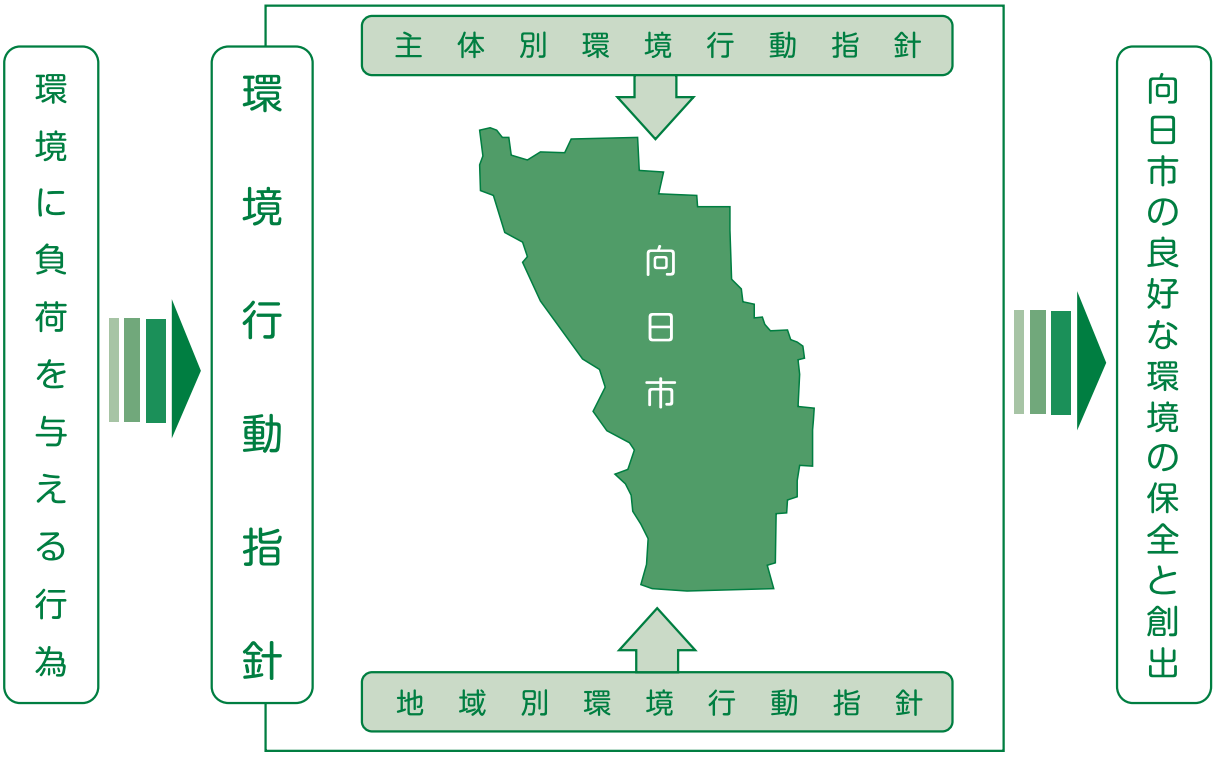

第2節　主体別環境行動指針

1　基本的な考え方

主体別環境行動指針は、市民、事業者、市、民間団体に対し、基本計画であげた施策の方針に従って、各主体が取り組むべき環境に配慮した事項を示し、自主的な配慮行動を促すことにより、基本計画の目指す環境像の実現を確固たるものにすることをねらいとしています。

行動指針（各主体の具体的な取組み）

- 指針 1　空気のすがすがしさを確保するために
- 指針 2　きれいな水環境を確保するために
- 指針 3　快適な静けさを確保するために
- 指針 4　有害化学物質による環境汚染を防止するために
- 指針 5　緑を楽しめるまちづくりを進めるために
- 指針 6　安心して親しめる水辺をつくるために
- 指針 7　歴史的資源をまちなみづくりに生かすために
- 指針 8　地域が保有する自然環境を維持するために
- 指針 9　自然と親しみ、学ぶ機会を増やすために
- 指針 10　４Ｒ型の資源循環利用を促進するために
- 指針 11　ごみの適正処理を推進するために
- 指針 12　地下水を保全し、水環境を守るために
- 指針 13　地球温暖化防止に向けた行動をとるために
- 指針 14　エネルギーを効率的に利用するために
- 指針 15　オゾン層保護の取組みを推進するために
- 指針 16　環境に関する情報を収集し、提供するために
- 指針 17　環境教育・環境学習を推進するために
- 指針 18　環境保全活動の仕組みをつくるために
- 指針 19　環境保全活動に参加するために

市　　民

都市・生活型公害、廃棄物問題、地球温暖化をはじめとする地球環境問題など、今日の環境問題は、私たちの生活様式が大きく影響しています。このような環境を改善し、目指す環境像を実現するためには、市民一人ひとりが環境にやさしい行動を実行し、継続することが必要です。

市民の環境行動指針は、市民が日常生活において環境に配慮すべき具体的事項を示したものであり、これらを参考とした自主的な行動を進めるものです。

事 業 者

事業者は、自らの事業活動が及ぼす環境への負荷の状況を把握し、その負荷の低減に向けた取組みを一層進めることが求められています。事業者の環境行動指針は、事業者が事業活動において環境に配慮すべき事項を示したものであり、これらを参考とした自主的な環境保全への取組みや行動を進めるものです。

市

市は、市内における大規模事業所の一つであり、資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などの活動に配慮する責務を負うとともに、広く環境に関する普及啓発を進めなければなりません。そのため、市民や事業者に率先して環境に配慮した行動をとる必要があります。

市の環境行動指針は、市が進める施策や事業、あるいは職員の日常の行動を、環境に配慮したものとするため、率先して推進していくべき事項です。

民間団体

環境保全に関する民間団体の行動は、一つひとつをとれば市民の行動に共通したものが多く、原点は市民一人ひとりの取組みにあるといえます。

したがって、民間団体の環境行動指針は、市民の行動を基本とし、個人の力量だけでは取り組みにくいことに関して各組織の特徴を生かしながら、環境保全活動の展開を図る事項を示します。

２　市民の環境行動指針

（１）生活環境の保全

市　民

指針 １　空気のすがすがしさを確保するために

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブを実践します。
- 自家用車を購入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 屋外焼却（野焼き）をしません。

指針 ２　きれいな水環境を確保するために

- 公共下水道への接続を行い、汚水をそのまま側溝に流さないようにします。
- 下水道の汚水桝は定期的に点検・清掃します。
- 天ぷらなどに使用した油は排水口に流しません。

指針 ３　快適な静けさを確保するために

- 自動車やバイクの不法改造や急発進、急加速、空ぶかしなどをやめます。
- 自動車やバイクの駐車時は、不必要なアイドリングをしません。
- 楽器や音響機器、テレビなどは、音量や時間帯を考えて近隣の迷惑にならないように使用します。
- ペットの鳴き声は近隣の迷惑にならないようにします。

指針 ４　有害化学物質による環境汚染を防止するために

- インターネットや情報誌を活用して有害化学物質に関する情報を収集し、知識を深めます。
- ダイオキシン類の発生の元となる屋外焼却（野焼き）をしません。
- 天然素材を使用した商品を購入します。

（2）都市環境の創造

市　民

指針 5　緑を楽しめるまちづくりを進めるために

- 家の敷地に花の咲く木や実のなる木を植えます。
- 屋上や壁面などを緑化に努めます。
- 一斉クリーン作戦や地域の清掃活動に積極的に参加します。
- 町内の緑化に取り組みます。
- たばこの吸い殻や空き缶、ごみのポイ捨てをしません。

指針 6　安心して親しめる水辺づくりのために

- ため池や水路にごみを投げ捨てません。
- 水辺の定期清掃など維持管理に協力します。

指針 7　歴史的資源をまちなみづくりに生かすために

- 古墳や長岡京に由来する地区などの歴史的資源の把握や保全に協力します。
- 西国街道はじめ旧街道や竹の径などの景観の保全に協力します。
- 保存されている文化財などを見て、学ぶ機会を増やします。
- ごみの投げ捨てをしません。

（3）人と自然との共生

指針 8　地域が保有する自然環境を維持するために

- 地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 竹林の保全に協力します。
- ブラックバスなどの外来種の生きものの持ち込みや放流はしません。
- 外来園芸種の拡散を防ぐため、適正に管理します。
- 自然観察会などのイベントに参加します。
- 生きもの調査に参加します。

市　民

指針 ９　自然と親しみ、学ぶ機会を増やすために

- 地域でのビオトープ活動に協力します。
- 自然観察会などのイベントに参加します。

（４）資源の循環的利用

指針１０　４Ｒ型の資源循環利用を促進するために

- ごみ問題に関する講習会、イベントに参加します。
- 買い物の際は、買い物袋を持参しレジ袋を断ります。
- 買い物の際は、過剰な包装は断り簡易包装にしてもらいます。
- 不用になるものは買わない、もらわない生活スタイルを心がけます。
- 使い捨て商品の利用を減らし、詰め替えなどにより再使用できる商品を選びます。
- 適切な量の食料品購入、エコクッキングなどにより生ごみの減量化を図ります。
- 生ごみは堆肥化して使用します。
- 生ごみを出す前には、水切りを徹底します。
- 天ぷら油の回収など自治会ぐるみでごみの減量に取り組みます。
- 長く使えるものを購入し、できるかぎり修理や修繕を行い、ものを大事に使うよう心がけます。
- 不用になってもまだ使えるものは、フリーマーケットやリサイクルショップを利用します。
- ペットボトルやその他プラスチックなど、ごみの分別やごみ収集に関するルールを徹底します。
- スーパーなどが行う包装トレイやペットボトル、牛乳パックなどの分別回収に協力します。
- 地域で行う集団回収や廃品回収などに積極的に参加・協力します。
- エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルのついた製品を優先的に選び、グリーン購入を心がけます。

市　民

指針11　ごみの適正処理を推進するために

- ペットボトルやその他プラスチックなど、ごみの分別やごみ収集に関するルールを徹底します。
- 道路や竹林への不法投棄をしません（させません）。
- ダイオキシン類の発生の元となる屋外焼却（野焼き）をしません。

指針12　地下水を保全し、水環境を守るために

- 雨水浸透桝などを設置し、地下水の涵養を促進します。
- 食器洗い機や自動洗濯機などは、節水モードを利用します。
- 洗濯の際はお風呂の残り湯を利用し、まとめ洗いで回数を減らします。

（５）地球環境の保全

市　民

指針13　地球温暖化防止に向けた行動をとるために

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブを実践します。
- 地域の緑化活動に積極的に参加します。
- 家の敷地に花の咲く木や実のなる木を植えます。
- ベランダなどにグリーンカーテンを設置します。
- 地球温暖化問題に関心を持ち、新聞などのマスメディアや図書館、インターネットなどを利用して情報を収集します。
- 愛菜市などの利用を通じて、生産や輸送にかかわる環境負荷の少ない、旬の食材や地元の食材を選びます。
- 環境家計簿を利用するなどして、日常生活が環境負荷に与える影響について把握します。

エコドライブの実践

エコドライブは、ちょっとした心がけで実践できる省エネ行動です。
以下の項目についてできることから実践し、環境にやさしい、マナーのよい運転をしましょう。

エコドライブ１０のすすめ

◎ ふんわりアクセル「ｅスタート」
普通の発進より少し緩やかに発進する（最初の 5 秒で時速 20 キロが目安）だけで 11%程度燃費が改善します。

◎ 加減速の少ない運転
車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で 2%程度、郊外で 6%程度燃費が悪化します。

◎ 早めのアクセルオフ
早めにアクセルを足から離しエンジンブレーキを使うことで、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、2%程度燃費が改善されます。

◎ エアコンの使用を控えめに
気象条件に応じてこまめに温度・風量を調整しましょう。外気温 25℃の時にエアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。

◎ アイドリングストップ
10 分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコン OFF の場合）で、130cc 程度の燃料を浪費します。

◎ 暖機運転は適切に
暖機により走行時の燃費は改善しますが、5 分間暖機すると 160cc 程度の燃料を浪費するため、全体の燃料消費量は増加します。

◎ 道路交通情報の活用
１時間のドライブで、道に迷って 10 分余計に走行すると、14%程度の燃費悪化に相当します。行き先や走行ルートはあらかじめ計画・準備しましょう。

◎ タイヤの空気圧をこまめにチェック
タイヤの空気圧が適正値より 50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合、市街地で 2%程度、郊外で 4%程度、それぞれ燃費が悪化します。

◎ 不要な荷物は積まずに走行
100kg の不要な荷物を載せて走ると 3%程度燃費が悪化します。

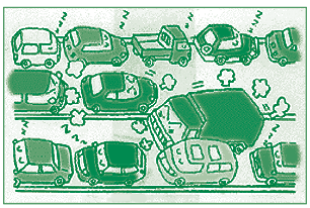

◎ 駐車場所に注意
交通の妨げとなる場所での駐車は、交通渋滞をもたらし余分な排出ガスを出させる原因になります。平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちると、31%程度の燃費悪化に相当するといわれています。

環境負荷のことも考えた食材選びを…

旬の食材や地元の食材は、安心・安全でおいしいだけではなく、環境にもやさしい食材といえます。

★ 旬のものはエネルギーがかからない！

例えばキュウリを 1 kg 生産するとき、ハウスで栽培した場合、光熱源の確保など施設の運用のため、5,054kcal のエネルギーが必要になります。

しかし、旬の時期（夏～秋）に露地で栽培した場合、必要なエネルギーは 996kcal（**約５分の１**）ですみます。

環境負荷が少なく、栄養価も高い、旬の食材を選ぶようにしましょう。

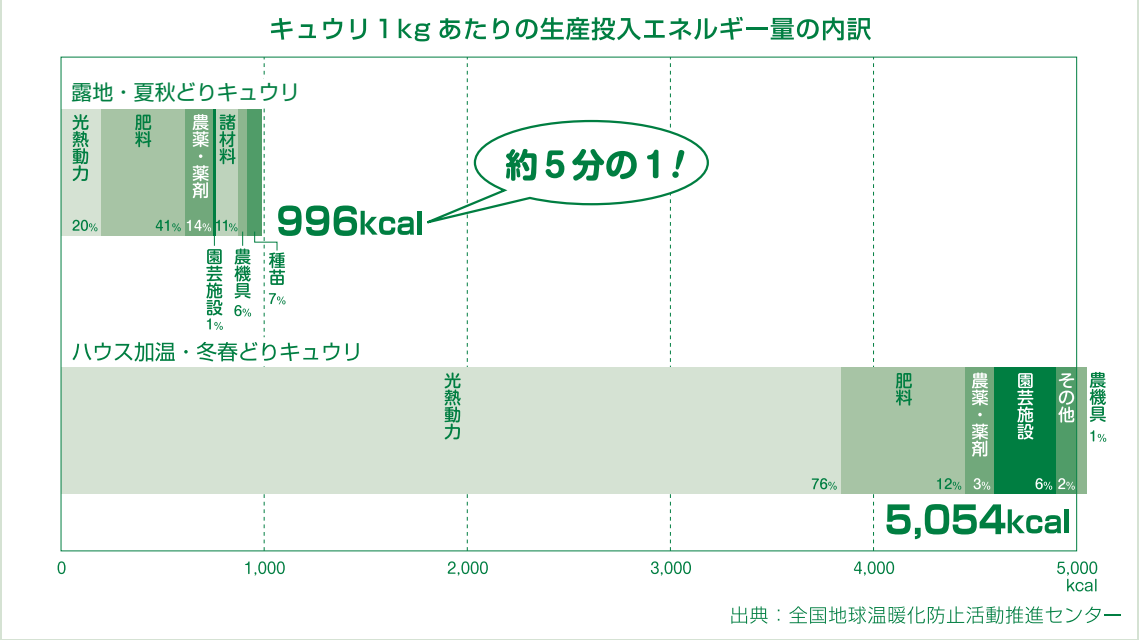

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

★ フードマイレージを意識してみましょう

“フードマイレージ”とは、輸入食糧の量と輸送距離を乗じた数値です。生産地から食卓までの距離が短い食べ物を選ぶことで、輸送に伴う環境への負荷を少なくすることを目的としています。

なるべく近くで採れた食材を利用する、という点では、フードマイレージの考えは日本の“地産地消”に似ており、注目されています。

フードマイレージのことを意識して、なるべく地元のものを選ぶようにしましょう。

市　民

指針１４　エネルギーを効率的に利用するために

- 太陽光発電や太陽熱温水器を導入するなど、再生可能エネルギーを積極的に利用します。
- 家電製品を買い替える際は、省エネ効果の高い製品を優先的に購入します。
- 自家用車を購入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 家の建て替えの際は、断熱性、通気性、採光などに配慮した省エネ型の設計にします。
- ＬＥＤ照明など、高効率照明を導入します。
- 高効率給湯器を導入します。
- 家庭での電気、ガス、灯油などのエネルギー使用量を把握し、省エネを意識します。
- 家庭で取り組める省エネ行動を実践します。

家庭で取り組める省エネ行動

家庭内では、主に電気、ガス、灯油などのエネルギーが利用されています。生活の中で、ちょっとした心がけでできる省エネ行動を実践し、継続することが、環境にやさしいライフスタイルにつながり、地球温暖化を防ぐことに役立ちます。

以下に、家庭の中で取り組める省エネ行動とCO_2削減量の目安について紹介します。

リビングで気をつけること

	（年間 CO_2 削減量の目安）
◎ 夏の冷房時はエアコンの設定温度を 28℃に保ちましょう	10.6 kg 削減！
◎ 夏の冷房時にエアコンの使用時間を１日１時間短縮しましょう	6.6 kg 削減！
◎ 冬の暖房時はエアコンの設定温度を 20℃に保ちましょう	18.6 kg 削減！
◎ 冬の暖房時にエアコンの使用時間を１日１時間短縮しましょう	14.3 kg 削減！
◎ エアコンのフィルターを定期的に清掃しましょう	11.2 kg 削減！
◎ 石油ファンヒーターの設定温度を 20℃に保ちましょう	25.4 kg 削減！
◎ 石油ファンヒーターの使用時間を１日１時間短縮しましょう	40.9 kg 削減！
◎ 照明器具を白熱灯から蛍光ランプに切り替えましょう	29.5 kg 削減！
◎ テレビの画面は明るすぎないように調整しましょう	10.5 kg 削減！
◎ テレビの使用時間を１日１時間短縮しましょう	5.3 kg 削減！

キッチンで気をつけること

	(年間 CO_2 削減量の目安)
◎ ガス給湯器の温度は低温に設定しましょう	20.0 kg 削減！
◎ ガスコンロは炎が鍋底からはみ出ないように調節しましょう	5.4 kg 削減！
◎ 冷蔵庫にものを詰め込みすぎないようにしましょう	15.4 kg 削減！
◎ 冷蔵庫の設定温度は適切にしましょう	21.7 kg 削減！
◎ 電気ポットは長時間使用しないときはプラグを抜きましょう	37.7 kg 削減！

お風呂・トイレ・掃除・洗濯の時に気をつけること

	(年間 CO_2 削減量の目安)
◎ お風呂は間隔をあけずに入りましょう	87.0 kg 削減！
◎ シャワーは不必要に流したままにしないようにしましょう	29.1 kg 削減！
◎ 温水洗浄便座は、使わないときはフタを閉めましょう	12.2 kg 削減！
◎ 部屋を片づけてから掃除機をかけましょう	1.9 kg 削減！
◎ 洗濯物はまとめ洗いをしましょう	2.1 kg 削減！

そ　の　他

	(年間 CO_2 削減量の目安)
◎ 不用な電化製品は主電源を切り、プラグを抜きましょう	60.0 kg 削減！

出典：「家庭の省エネ大事典」（財）省エネルギーセンター、「身近な地球温暖化対策」環境省

市　民

指針15　オゾン層保護の取組みを推進するために

- フロンを使用した製品を廃棄する場合には、フロン回収協力店などに持ち込み、適正回収に協力します。
- フロンを使用した製品は買わないようにします。

（６）環境保全への市民参画

市　民

指針16　環境に関する情報を収集し、提供するために

- 日頃から環境問題に関心をもち、新聞などのマスメディアや図書館、インターネットなどを利用して情報を収集します。
- インターネットで自分たちが実践している環境保全活動についての情報を発信したり、情報交換を行います。
- 地域の市民活動への参加や情報交換を行います。

指針17　環境教育・環境学習を推進するために

- 野外学習などの環境学習に積極的に参加します。
- 地区や市、大学などが行う環境学習会や市民講座に積極的に参加します。
- 市による出前講座などを利用し、環境学習を進めます。

指針18　環境保全活動の仕組みをつくるために

- 環境保全について、地域ぐるみでの連携を深めます。

指針19　環境保全活動に参加するために

- 市の主催するクリーン作戦や自治会の美化活動に進んで参加します。
- 市内で活動している民間団体の活動に参加します。

3　事業者の環境行動指針

（1）生活環境の保全

事業者

指針 1　空気のすがすがしさを確保するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブを実践します。
- 事業用車両を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 事業用車両を導入する際は、用途に見合った大きさの車両を選択し、必要な分だけ導入します。
- ごみなどの野外焼却（野焼き）をしません。
- 空調やボイラーなどの設備を適正に管理し、大気汚染の防止に努めます。

＜運輸業関連での配慮事項＞

- 配送システムの集積化や共同配送などにより、輸送効率の向上に努めます。
- 輸送の際は最短の走行ルートを選択します。
- 過積載をしません。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 工事に伴う粉じんなどの発生防止に努めます。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 大気汚染防止設備の整備を充実し、適正な維持管理を徹底します。
- 臭気を発生するような設備は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、脱臭装置などを設置します。
- 店舗の新設や改装の際は、駐車場の配置や設計を工夫し、来客車両の排ガスや騒音の軽減に努めます。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 大気の自然循環を考えて、農地や竹林の計画的な保全を図ります。
- 悪臭発生防止のため、堆肥などの管理を徹底します。

事業者

指針 ２　きれいな水環境を確保するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 公共下水道への接続を行い、汚水をそのまま流さないようにします。
- 下水道の汚水桝は定期的に点検・清掃します。
- 排水基準の遵守を徹底します。
- 事業所周辺の側溝の清掃を定期的に行います。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 地下水の保全や汚染防止に配慮して工事を進めます。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 排水処理設備の整備を充実し、適正な維持管理を徹底します。
- 事業所の排水を定期的に調査し、水質管理を徹底します。
- 工業用水を循環再利用します。
- 飲食業や食品製造業ではごみ、油などを流しません。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 地下水涵養や保水力向上のため、農地や竹林の保全、育成に努めます。
- 農薬や化学肥料の使用量を減らします。

事業者

指針 ３　快適な静けさを確保するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 騒音発生の可能性がある事業所では、防音壁を設置するなど、騒音発生を防止します。
- 空調室外機などの防音対策を行います。
- 運転時の空ふかしや不必要なアイドリングをやめます。
- 法定速度を守り、騒音・振動の防止に努めます。
- 騒音や振動に関する定期的な調査を行います。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 騒音、振動の発生する工事では、防音･防振対策を行い、早朝や夜間の実施はしません。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 工場などでは防音壁などを設置し、敷地内から発生する騒音の防止に努めます。
- 騒音、振動の発生するような設備は、遮音性の高い建屋内に収納するとともに、消音装置などを設置します。
- 早朝や深夜の営業時間帯においては BGM やアナウンスなどを流しません。
- カラオケ店などでは、防音設備を徹底します。

＜運輸業関連での配慮事項＞

- 騒音、振動の原因となる過積載をしません。
- 早朝や深夜の輸送の際は、走行に伴う騒音、振動に注意します。

事業者

指針 ４　有害化学物質による環境汚染を防止するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 化学物質や有害物質などの使用、保管、廃棄にあたっては、法律にしたがって安全管理に十分配慮します。
- 特定の物質については廃棄物管理票（マニフェスト）などを活用して管理します。
- 事業所敷地内において、ダイオキシン類を発生させる物質の焼却をしません。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 有害物質などを含む資材や建設廃棄物は適切な取扱いを徹底します。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 不要になった有害物質は適正に処分します。
- 製造過程で使用する物質は、できる限り環境の負荷が少ないものにします。
- 使用している化学物質について、その種類や量を正確に把握し、市民に情報を提供します。
- 化学物質の使用合理化、回収、再利用を行います。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 農薬や化学肥料は正しく使用します。

（2）都市環境の創造

事業者

指針 5　緑を楽しめるまちづくりを進めるために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 事業所敷地内の緑化を図ります。
- 建物の屋上や壁面を緑化します。
- 一斉クリーン作戦や地域の清掃活動に積極的に参加します。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 既存の緑をできる限り保全するとともに、事業によって改変された自然環境の回復を図ります。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 商店街などでの花いっぱい運動を展開します。
- 自然環境に優しい製品の生産・販売に取り組みます。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 農業用排水路を定期的に清掃します。
- 良好な田園風景を保全します。

指針 6　安心して親しめる水辺づくりのために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 地域のため池や河川などの定期的な清掃に協力します。

事業者

指針 ７　歴史的資源をまちなみづくりに生かすために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 向日神社周辺や長岡京跡周辺などにおいては、建物意匠、形態などの景観的な配慮を行います。
- 西国街道はじめ旧街道や竹の径などの景観の保全に協力します。
- 屋外広告物などは、周辺の景観との調和を図ります。
- 文化財の保存に協力します。
- 地域の祭りや伝統行事に協賛するなど、地域の歴史や文化的遺産の継承に協力します。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 事業前に計画地周辺の文化財について十分な調査を行い、保存に努めます。

＜商工業関連での配慮事項＞

- ネオンや照明を使用する際は、時間帯や場所、方法に配慮し、屋外照明の適正化に努めます。

（3）人と自然との共生

事業者

指針 8　地域が保有する自然環境を維持するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 事業所敷地内の緑化に努め、身近な場所で小鳥や昆虫などの生きものが生息しやすい環境を育みます。
- 自然観察会などのイベントに協力します。
- 自然を守り、育てる活動に協力します。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 生きもののすみかとなる場所の保全に努めます。
- 竹林の下草刈りなどの手入れを行います。
- 有機栽培など環境にやさしい農業を推進します。
- 農地や竹林を保全します。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 排ガスや排水の浄化に努め、土壌や動植物に対する影響を最小限にします。
- 自然環境に優しい製品の生産、販売に取り組みます。

指針 9　自然と親しみ、学ぶ機会を増やすために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 自然観察会などのイベントに協力します。
- 自然とふれあえる場の整備に協力します。
- 敷地内にビオトープなどを設けるよう努めます。
- 地域でのビオトープづくりに協力します。
- 身近な里山の保全活動に協力します。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 竹林や休耕地の手入れをします。
- 休耕田を利用して、ひまわりなどを栽培します。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 既存の緑をできる限り保全するとともに、事業によって改変された自然環境の回復を図ります。
- 土地の造成は地形を十分に生かして行い、できる限り残土が出ないように配慮します。

（４）資源の循環的利用

事業者

指針10　４Ｒ型の資源循環利用を促進する

＜すべての業種での配慮事項＞

- 梱包の簡素化、梱包材の再利用を行います。
- 社内において従業員一人当たりのごみ排出量を規定するなど、社員のごみ減量に対する意識の高揚を促します。
- 両面印刷や両面コピーに努めるとともに、使用済みコピー紙の裏面活用などに努めます。
- リサイクル可能な原料や資材、エコマークなどの環境ラベルのついた製品を優先的に使用し、グリーン購入を推進します。
- 従業員一人ひとりの取組みによって、資源の再利用に努めます。
- ごみの分別を徹底します。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 建設資材や建設廃棄物のリサイクルに努めます。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 過剰包装を見なおし、簡易包装にします。
- 再使用可能な製品の製造や販売に転換します。
- 酒や醤油などの量り売りを取り入れます。
- 詰め替え製品やリターナブル容器などを優先して販売し、廃棄物の減量を図ります。
- 飲食店などでは、割りばしの使用を抑制します。
- 再生資源を原料とした生産体制の整備を図ります。
- 製品の材質表示を徹底します。
- 原料や資材は再生品を利用するとともに、リサイクル可能な製品開発を進めます。
- エコマークなどの環境ラベルが付いた製品の販売に積極的に取り組みます。
- 製品の梱包は、簡易包装を採用するとともにリサイクル可能な梱包材を活用します。
- 再資源化物の自主的な拠点回収の実施を行います。

＜運輸業関連での配慮事項＞

- 運送時に使う梱包材は使い捨てを控え、できる限り再使用します。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 堆肥を利用した有機栽培など環境にやさしい農業を推進します。

事業者

指針11　ごみの適正処理を推進するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 廃棄物の自家処理にかかわる規制などを遵守します。
- 廃棄物管理票（マニフェスト）による廃棄物処理管理の徹底を図ります。
- ごみの分別を徹底します。
- ダイオキシン発生の元となる屋外焼却（野焼き）をしません。
- 所有地について不法投棄防止対策を講じます。

指針12　地下水を保全し、水環境を守るために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 雨水浸透桝の設置などで地下水の涵養促進を図ります。
- 雨水や処理水を利用する中水システムなどを積極的に取り入れます。
- 冷房等への井戸水の乱用を避けます。
- 地下水のくみ上げ量を控え、水道水への転換を進めます。
- 事業所内において節水を励行します。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 地下水涵養、保水力向上のため、農地や竹林を管理します。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 地域の水循環を保全するため、地下水に配慮して工事を進めます。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 工場用水の循環再利用に努めます。
- 店舗の駐車場などには透水性舗装を利用します。

（５）地球環境の保全

事業者

指針１３　地球温暖化防止に向けた行動をとるために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブを実践します。
- 事業用車両を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 事業用車両を導入する際は、用途に見合った大きさの車両を選択し、必要な分だけ導入します。
- 建物の屋上や壁面、事業所敷地内の緑化に努めます。
- 地球温暖化問題に関する社内研修を実施します。
- 定期的にエネルギー使用量や環境負荷などを把握し、見える場所に記録するなどして、従業員の意識啓発を図ります。

＜運輸業関連での配慮事項＞

- 配送システムの集積化や共同配送などにより、輸送効率の向上に努めます。
- 輸送の際は最短の走行ルートを選択します。
- 過積載をしません。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 省エネルギー機器の開発、製造に取り組みます。
- 省エネルギー機器の販売促進を優先的に行います。

＜農林業関連での配慮事項＞

- 農薬や化学肥料の使用を控え、有機栽培など環境にやさしい農業を推進します。
- 環境にやさしい農業を消費者にＰＲし、地元の食材の利用を促します。

環境にやさしい農業 ～ エコファーマー ～

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、堆肥による土づくり、減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業に取り組む計画を立て、知事の認定を受けた農業者の愛称です。

エコファーマーの取組みは、安全・安心、かつ、環境にやさしい農業の推進につながっています。

2012年5月末現在、京都府内では1,005人のエコファーマーが認定されており、環境にやさしい農業を実践しています。

（エコファーマーマーク）

省エネルギー機器の選び方

近年、省エネルギー技術はめざましく進化しており、省エネ性能の高い機器が開発、製造され、市場に出回っています。

ここでは、家庭で使われる機器を対象に、消費者がより省エネ効果の高いものを選択できるようにするための制度、ポイントなどを紹介します。

★ 省エネラベリング制度と統一省エネラベル

省エネラベリング制度は、対象製品（家庭で主に使われる製品 18 品目）について、その製品が国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをＪＩＳで規定されたラベルに表示するものです。

省エネ基準を達成した製品には緑のマーク（右図）を表示します。省エネ基準達成率の数字が大きいほど省エネ性能が優れていると言えるので、消費者が選ぶ際の目安になっています。

また、統一省エネラベルは、小売事業者の店頭で、エアコン、冷蔵庫、テレビ、電気便座、蛍光灯器具について表示されるものです。

省エネ基準の達成率が５段階評価されていたり、１年間使用した場合の目安電気料金が表示されているなど、省エネ性能がより分かりやすくなる工夫がなされています。

省エネ基準を達成しているラベル

統一省エネラベル

★ 省エネ型製品普及推進優良店

省エネ型製品普及推進優良店は、省エネ型製品を積極的に販売したり、省エネに関する情報を消費者に提供している家電専門店です。

優良店として認められた店舗は、シンボルマークの使用が認められています。

消費者にとって、家電製品買い替えの際の購入店舗選びにも、このマークは参考になります。

省エネ型製品普及推進優良店
シンボルマーク

事業者

指針１４　エネルギーを効率的に利用するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムを導入するなど、再生可能エネルギーを積極的に利用します。
- 工場や事業所などは、断熱性、通気性、採光などに配慮した省エネ型の設計にします。
- 機器の入れ替えの際には、省エネ効果の高い機器を積極的に導入します。
- 事業用車両を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- ＬＥＤ照明など、高効率照明を導入します。
- 給湯器を導入する際は、高効率給湯器を導入します。
- 従業員一人ひとりの意識を向上し、省エネ行動を実践します。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 製造工程を見直し、省エネ化を推進します。
- 省エネルギー型機器の開発を促進し、効率的なエネルギー使用の普及を図ります。
- 店内の照明は、高効率照明など電力消費量の少ないものを使用します。

＜建設業関連での配慮事項＞

- 省エネ型の建設機械や資材の導入に努めます。
- 省エネ型の建築を推進します。

オフィスで取り組める省エネ行動 ～ 時間帯別省エネのポイント ～

一般的なオフィスビルでは、時間帯別のエネルギー消費の特徴から、それぞれの省エネのポイントが抽出できます。ここでは、その特徴とポイントについて紹介します。

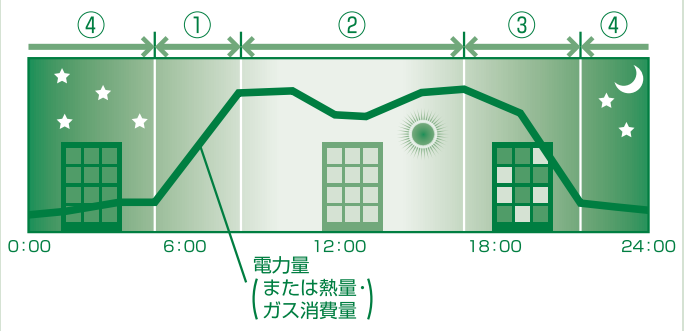

① 始業前時間帯　② 操業時間帯
③ 残業時間帯　④ 非使用時間帯（夜間・休日）

① 始業前時間帯

空調のウオーミングアップに伴うエネルギーを多く消費します。また、始業時間に合わせた従業員の出勤に伴い、照明・コンセント負荷が急速に大きくなる時間帯です。

ポイント
- ◎ 室内のエアコンは一斉稼働せず、順次稼働させる
- ◎ 東側のブラインドは閉めて帰り、翌朝の日射負荷を減らす　など

② 操業時間帯

最もエネルギー消費が大きい時間帯です。特に夏期には電力の最大値が発生します。このため、使用者自らの省エネの取組みが消費量に大きく影響します。

ポイント
- ◎ クールビズ・ウオームビズを心がけ、室内温度を適正にする
- ◎ 昼休みには不必要な照明は消す
- ◎ 晴天時には窓際照明は消す　など

③ 残業時間帯

業務開始の時間帯と比較して、エネルギー消費が緩やかに減少します。この時間帯は、空調・照明コンセント共に部分負荷となるため、区画の限定や設備の運転効率の管理が重要なポイントとなります。

ポイント
- ◎ 間引き照明にするなど、点灯する区画を限定する
- ◎ 共用部の照明を部分点灯にする
- ◎ 設備機器を夜間モードにする　など

④ 非使用時間帯（夜間・休日）

就業時間外であるため、昼間と比較してエネルギー消費が極端に少なくなります。しかし、この時間帯で消費されるエネルギーは、年間 24 時間を通して消費されるため、省エネ効果は大きなものとなります。

ポイント
- ◎ 帰る際には消灯、不要な機器の電源 OFF を確認し、無駄を省く
- ◎ エレベーターの運転台数を減らす
- ◎ 自販機はタイマー制御により夜間停止する　など

出典：「オフィスビルの省エネルギー」（財）省エネルギーセンター

事業者

指針15　オゾン層保護の取組みを推進するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 特定フロンの使用をやめます。
- オゾン層保護のための協力体制づくりに取り組みます。

＜商工業関連での配慮事項＞

- 廃棄物からの特定フロンの回収を促進します。
- フロン回収店などとネットワークを形成し、フロン回収に努めます。

（６）環境保全への市民参画

事業者

指針16　環境に関する情報を収集し、提供するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 公開されている環境情報を入手します。
- インターネットなどを活用して企業の環境に関する活動や環境情報を公開します。
- 事業者間の情報ネットワークづくりを推進します。

指針17　環境教育・環境学習を推進するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 従業員に対して環境学習を実施します。
- 環境に関する法令、基準などの学習会を開催します。

指針18　環境保全活動の仕組みをつくるために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 職場における環境リーダーを養成します。
- 環境保全について、地域ぐるみで連携を深めます。

指針19　環境保全活動に参加するために

＜すべての業種での配慮事項＞

- 地域や市が進める環境保全活動を把握します。
- 環境保全活動へ積極的に参加、協力します。
- 従業員の環境保全活動への参加に対する支援を行います。
- 環境に配慮した事業活動や行動に関するマニュアル、行動指針などを作成します。
- 環境に関する方針や目標を設定し、その達成に取り組むなど、事業所での環境管理に努めます。
- 市内で活動している民間団体の活動に協力します。

4　市の環境行動指針

（1）生活環境の保全

市

指針 1　空気のすがすがしさを確保するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブの実践、市民や事業者に対する普及、啓発を行います。
- 事業所や家庭におけるごみなどの屋外焼却（野焼き）禁止の啓発や指導を行います。
- 京都府と協力して事業所の排出ガスの適正管理に向けた指導を行います。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 公用車を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 公用車を導入する際は、用途に見合った大きさの車両を選択し、必要な分だけ導入します。
- 樹木や草花を積極的に植えます。
- 公共施設周辺の清掃を定期的に行います。

指針 2　きれいな水環境を確保するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 下水道事業のＰＲなど、事業に対する市民の意識啓発を行います。
- 生活排水による水質汚濁防止等の排出防止について、水洗化の促進、指導を行います。
- 事業所の排水処理の適正管理に向けた指導を行います。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 公共下水道の良好な維持管理を行います。

市

指針 ３　快適な静けさを確保するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 公用車の運転時には静かな運転を心がけます。
- 事業所における騒音発生防止の啓発を行います。
- 近隣騒音発生防止のための意識啓発を行います。
- 自動車利用時の騒音発生防止に向けた意識啓発を行います。
- 早朝や深夜の営業騒音に対する改善指導を行います。
- 工事に際しては低騒音型建設機械などを使用し、騒音、振動の発生防止に努めます。
- 沿道の緑化や排水性舗装などの低騒音対策を行い、周辺地域の騒音の低減を図ります。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 公用車の定期的な整備や騒音発生防止に向けた管理を行います。
- 空調機器の設置にあたっては、防音対策を十分に行います。

指針 ４　有害化学物質による環境汚染を防止するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 国や府との連携による対策を推進します。
- 化学物質に関する正しい情報を市民、事業者に提供します。
- ダイオキシン類の発生防止へ啓発、指導を行います。
- 有害化学物質の適正管理の啓発、指導を行います。
- 有害物質を発生させるレジ袋の使用自粛に向けた啓発、指導を行います。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- PRTR 法を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。

（２）都市環境の創造

市

指針 ５　緑を楽しめるまちづくりを進めるために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 公園・緑地の整備、保全を図ります。
- 都市計画道路の整備と併せた街路緑化を図ります。
- 緑化活動に関する市民活動のＰＲや市民参加の取組みを推進します。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 市役所内や公共施設内における緑化を推進します。
- 公園の管理運営は市民とのパートナーシップによって取り組みます。

指針 ６　安心して親しめる水辺づくりのために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 水辺環境を活かした都市緑地の確保を図ります。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 水辺の環境美化に努めるとともに、市民や事業者に対する普及、啓発に努めます。

指針 ７　歴史的資源をまちなみづくりに生かすために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 指定文化財をはじめとする歴史的資源を保存します。
- 西国街道はじめ旧街道や竹の径などの景観を保全します。
- 市民と連携し、市街地における魅力ある良好な沿道景観の形成を図ります。
- 地域の祭りや伝統行事など、歴史的・文化的遺産の継承を推進します。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 市街地中心部の商業・業務地では、活発な商業・サービス業などと一体的な活動空間として、市街地整備や商業振興施策と連動しながら、にぎわいのある景観形成を推進します。
- 史跡は、保全し活用を促進します。

（３）人と自然との共生

市

指針 ８　地域が保有する自然環境を維持するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 生産緑地として農地の保全に取り組みます。
- 道路の整備にあっては、周辺の自然環境や、住環境の保全に配慮しながら、安全で快適に通行できる空間の創造に努めます。
- 竹文化の振興を図ります。
- 竹林の保全と活用を図ります。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 自然環境に優しい製品を優先的に使用します。

指針 ９　自然と親しみ、学ぶ機会を増やすために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 自然とふれあえる場の整備を推進します。
- 休耕田を利用した、ひまわりなどの栽培を推進します。

（４）資源の循環的利用

市

指針１０　４Ｒ型の資源循環利用をするために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 市が率先して、生ごみの堆肥化を図ります。
- 「向日市ごみ減量推進協力店」を認定します。
- 生ごみ堆肥化容器などの購入に対する助成を行います。
- 多量排出事業者に対するごみ減量化の指導を行います。
- ごみ減量を目指す市民活動を支援します。
- ごみ問題について、市民に対し積極的な PR を図ります。
- ごみの発生状況にかかわる情報を収集し、広く市民に提供していきます。
- 廃棄物の減量化や適正化について、啓発、指導を行います。
- 容器包装の簡素化に関する関係団体、業界への要請を行います。
- ごみ処理施設（クリーンプラザおとくになど）の見学会を実施します。
- 天ぷら油の回収団体へ支援を行います。
- グリーン購入促進のための啓発活動を行います。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- ごみの分別を徹底します。
- 物品の購入にあたっては、再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入します。
- 両面印刷や両面コピーに努めるとともに、使用済み用紙の裏面利用などを徹底し、各施設での紙類の使用量を減らします。
- 公共施設において生ごみの堆肥化に取り組みます。
- ごみの分別収集を徹底します。
- リサイクル可能な製品、エコマークなどの環境ラベルが付いた製品を優先的に購入するグリーン購入を実践します。

市

指針１１　ごみの適正処理を推進するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 不法投棄防止のための監視体制を整備します。
- 散乱ごみ防止のための運動を展開します。
- 野焼きの禁止を指導します。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- ごみの分別を徹底します。

指針１２　地下水を保全し、水環境を守るために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 透水性舗装を行い、雨水の地下浸透を促進します。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 水道管の漏水の点検を定期的に行います。
- 水道の自己水源である地下水については、井戸を定期的に点検し効率的な利用を図るとともに、継続して水質や水位を調査します。

（５）地球環境の保全

市

指針１３　地球温暖化防止に向けた行動をとるために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 歩道の整備を進め、歩行者や自転車の安全性の向上を図ります。
- 地球温暖化防止の啓発活動を推進します。
- 地球温暖化に関する情報を提供します。
- 都市緑化を推進します。
- 屋上緑化や壁面緑化、グリーンカーテンなどに関する情報を提供します。
- 地産地消を推進し、旬の食材や地元の食材の利用を促します。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 自動車の利用をできるだけ控えます。
- エコドライブを実践します。
- 公用車を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- 公用車を導入する際は、用途に見合った大きさの車両を選択し、必要な分だけ導入します。
- 学校などの公共施設において、グリーンカーテンの設置を進めます。
- 施設の屋上や壁面、敷地内の緑化に努めます。

環境保全のための活動を推進しています

市では、地球温暖化防止や資源循環など、環境保全についての取組みの普及、市民参画を促進する、さまざまな活動を推進しています。

ごみの減量法、生ごみ堆肥についての市民講座

「親子 DE エコクッキング教室」

「エコホームプラン」についての出前講座

フリーマーケット「ひまわり市」

市

指針14　エネルギーを効率的に利用するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの啓発や導入に努めます。
- エネルギー問題に関する市民意識の啓発を行います。
- エネルギー問題に関する講演会やイベントなどを企画し、実施します。
- 省エネルギー活動を支援します。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 施設の新設、改築の際は、断熱性、通気性、採光などに配慮した省エネ型の設計にします。
- 公用車を導入する際は、低公害車や低燃費自動車を選択します。
- ＬＥＤ照明など、高効率照明を導入します。
- 職員一人ひとりの意識を向上し、省エネ行動を実践します。
- 向日市地球温暖化対策実行計画を推進します。

指針15　オゾン層保護の取組みを推進するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- オゾン層や有害紫外線に関する情報を提供します。
- フロンの使用を控えるように、事業者に働きかけます。

市の事務事業における温室効果ガス削減 ～ 向日市地球温暖化対策実行計画 ～

市も、市内一事業者としての立場から、率先して、エネルギーの効率的な利用や地球温暖化対策に取り組む必要があります。

「向日市地球温暖化対策実行計画」は、市の事務事業における省エネルギーのための取組み、温室効果ガス削減目標などを定めたものです。

この計画は、市の事務事業における温室効果ガスの量を

平成 25 年度末までに、平成 19 年度比 5％削減

することを目標に掲げています。

平成 23 年度の温室効果ガス排出量は 4,378 t -CO_2 であり、平成 19 年度と比較すると約 1.8%の削減となりました。

市では、目標達成のため、さらなる取組みに努めています。

（６）環境保全への市民参画

市

指針16　環境に関する情報を収集し、提供するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 環境情報誌やパンフレットなどで情報を提供します。
- 「広報むこう」やホームページによる情報提供を行います。

指針17　環境教育・環境学習を推進するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 職員に対し環境に関する講習会や研修などを行います。
- 環境体験学習などを実施します。
- パンフレットなどの環境資料の充実を図ります。
- 環境に関する講演会やイベントを実施します。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- エコオフィスリーダーを設置します。

市

指針１８　環境保全活動の仕組みをつくるために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 地域における環境リーダーの育成に努めます。
- 地域ぐるみで連携、民間団体間での連携による取組みを呼びかけます。

指針１９　環境保全活動に参加するために

＜事務や事業における配慮事項＞

- 市民、事業者、民間団体と連携し、本計画の推進体制の充実を図ります。
- 近隣自治体との広域的な連携を図ります。
- 国や府、その他関係機関との連携を図ります。
- 環境に関する方針や目標を設定し、その達成に取り組むなど、環境管理に努め、啓発活動を行います。
- 市民、事業所、民間団体などへの支援制度の充実を図ります。

＜公共施設の管理・運用における配慮事項＞

- 環境保全活動を率先して実行します。

5　民間団体の環境行動指針

民間団体

得意な分野、専門分野を生かす

- 環境に関する調査、研究を行い、さまざまな取組みを推進します。
- 講習会の開催や、新しい人材の育成など、市民、事業者への啓発活動を展開します。

団体間のネットワークを生かす

- ごみ減量化に取り組むなど、地域のリーダーとして環境保全活動の推進に協力します。
- イベントの企画、運営、参加など、地域の環境イベントの開催に協力します。
- インターネットなどを活用して情報を収集し、共有します。

第３節　地域別環境行動指針

１　基本的な考え方

本市は、標高 35 ～ 100 メートルの丘陵が西部一帯に細長く横たわり、市の中心部に住宅街が形成され、東部において農地が多くなっています。

また、西国街道の名残として、寺戸町、向日町付近には古いまちなみが見られ、国道沿いでは、交通利便性を生かした工場・物流関連の施設が集積しています。

この地域別環境行動指針では、市民、事業者、市、民間団体に対し、このような本市の地形的特性や社会的特性を踏まえながら、第５次向日市総合計画に示された土地利用基本構想に従って、各ゾーンにおける環境への配慮を示します。

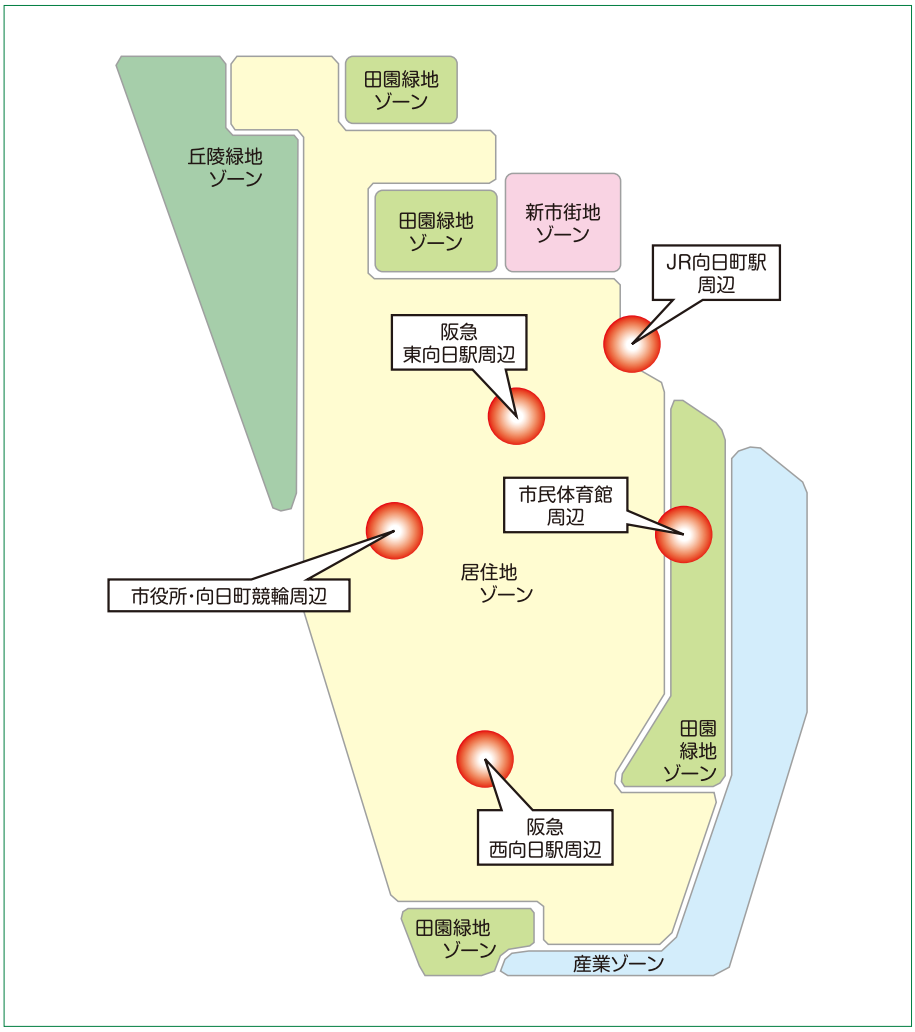

向日市の土地利用基本構想
（第５次向日市総合計画より）

2　行動指針

（1）居住地ゾーン

■ 土地利用の方針

既存の住宅地を中心とする住居地ゾーンは、ゆとりある空間を確保し、防災機能を整備することにより、市民が安全・快適に生活できる住環境の形成、誘導を図ります。

■ 目指す方向

周辺の自然環境資源や街中の歴史的環境資源を生かし、快適で良好な都市住環境の形成を図ります。

■ 配慮事項

・家の周りや身近な場所に緑を増やし、快適な居住空間を創出します。
・川や水路に沿って緑を増やします。
・生垣などの緑を増やします。
・地域内に数多く植えられている木（桜など）を生かした住宅地の景観形成を進めます。

（2）田園緑地ゾーン

■ 土地利用の方針

市街化調整区域の農地は、生産・環境・防災面と都市の貴重なオープンスペースとして活用・保全します。

また、鉄道駅周辺や産業ゾーンに隣接する区域など、ポテンシャルの高い地域においては、まちの活性化に向けた都市的な利用も検討します。

■ 目指す方向

農地が自然環境に果たす役割を重んじ、可能な限り農地の保全に努めるとともに、都市的土地利用を行う場合にも自然環境への十分な配慮に努めます。

■ 配慮事項

・都市近郊農業と環境・防災面における都市の貴重なオープンスペースとして保全に努め、生物の多様性に配慮した空間にします。
・休耕地に草花を植え、美しい田園環境を育みます。
・周辺の環境の負荷に配慮した農薬の使用に努めます。
・休耕田を利用して、ひまわりなどを栽培したり、市民農園を開設して、市民が自然とふれあえるようにします。
・有機栽培を推進し、化学肥料の使用を控えます。

（３）丘陵緑地ゾーン

■ 土地利用の方針

西ノ岡丘陵一帯を中心とするこの地域には竹林などが広がっており、本市における唯一の自然環境にふれあえる場であるため、これらを丘陵緑地ゾーンと位置付け、豊かな自然緑地を保全するとともに、市民レクリエーションの場としての活用を図ります。

■ 目指す方向

竹林をはじめとする自然環境を保全し、たけのこや竹文化の情報発信、市民レクリエーションの場としての活用など、市民が自然にふれあえる場として活用を図ります。

■ 配慮事項

・孟宗竹をはじめ、西ノ岡丘陵の環境の保全に努めます。
・西ノ岡丘陵一帯を自然にふれあえる場として生かします。
・緑や生き物の生息空間を守り、それらとのふれあいを大切にします。
・ブラックバスなどの外来種を放流しません。
・不法投棄をみんなで監視します。
・古墳などの文化財を生かした整備を行います。
・竹林などの植生を生かした遊歩道ネットワークを形成します。
・市民が整備や管理に参画できる仕組みづくりを推進します。

（４）産業ゾーン

■ 土地利用の方針

国道 171 号沿道や市南部においては、工業・物流関連の事業所が集中して立地していることから産業ゾーンとして位置付け、工業・流通業の集積地としての環境整備と産業機能の強化を図ります。

■ 目指す方向

事業活動による環境負荷をできる限り抑え、周辺の住環境と調和した工業地域としての環境を整備します。

■ 配慮事項

・騒音や振動、悪臭などについて対策を講じ、周辺の環境と調和できるように配慮します。
・深夜の大型車の出入りはなるべく避けます。
・敷地内の緑化などを進め、周辺環境との調和を図ります。
・工場、事業所内から出る化学物質や廃棄物について適正な処理を行います。
・各事業所から排出される廃棄物の再資源化を検討し、ごみの排出量を減らします。
・太陽光発電設備など再生可能エネルギーを積極的に導入します。

（５）新市街地ゾーン

■ 土地利用の方針

京都市との境界付近における阪急電鉄洛西口駅、JR 桂川駅間に位置する市北部の新市街地を中心とする地域は、広域的な商業・業務機能や居住機能、文教機能など複合的な都市機能を持った新たな市街地を形成します。

■ 目指す方向

オープンスペースの確保や緑化を推進し、周辺環境との調和を図りながら、にぎわいとうるおいのある市街地景観の形成を進めます。

■ 配慮事項

・複合的な都市機能を適切に配置し、環境負荷の少ない新たな魅力ある都市空間の整備を誘導します。
・周辺の農業環境に留意し、日照や通風に配慮します。
・雨水浸透桝や透水性舗装を用いて、雨水の地下浸透の促進を図ります。